

平成26年(行ウ)第8号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件

平成27年(行ウ)第1号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件

平成28年(行ウ)第2号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件

原 告 原告番号1の1 ほか

被 告 国 ほか8名

第10準備書面

平成30年10月5日

福島地方裁判所第一民事部 御中

被告国指定代理人	佐藤 真梨子	
	筒井 翁雄	
	吉野 弘子	
	小野寺 幸男	
	板橋 三智代	
	大江 啓一	
	齋藤 功	
	泉 利夫	
	古山繁樹	

野崎佳之

酒井直仁

石澤広隆

安斎守

内藤晋太郎

舛野龍太

武田龍夫

田中博史

前田后穂

森川久範

内山則之

中野浩

世良田鎮

鈴木莉恵子

治健太

岩佐一志

高城潤

河田裕介

浅 海 風 音	
吉 倉 宏 明	
高 野 菊 雄	
清 水 行 生	
山 瀬 大 悟	
片 岸 雅 啓	
久 保 一 樹	
宇 田 川 徹	
和 田 啓 之	
柳 木 隆 宏	
三 谷 卓 也	
福 井 利 恵	
高 橋 裕 子	
秦 佑 輔	
土 橋 廉	
大 西 英 司	
豊 島 広 史	
新 藤 弘 章	

第1 はじめに

被告国は、本書面において、原告らの主張する「年1mSv以下の被ばくであっても、無用な被ばくによる健康被害を心配しないで生活する利益」（原告らの平成29年2月3日付け準備書面(26)第1・2ページ）なるものが国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益とは認められないこと（後記第2），原告らの平成28年9月29日付け準備書面(18)（以下「原告ら準備書面(18)」という。），同年12月5日付け準備書面(20)（以下「原告ら準備書面(20)」という。），平成29年2月8日付け準備書面(27)（以下「原告ら準備書面(27)」という。），平成30年7月9日付け準備書面(56)（以下「原告ら準備書面(56)」という。）を踏まえてもなお、原告らが主張する損害と請求原因①ないし⑥との間に因果関係を認めることはできないこと（後記第3）をそれぞれ論じ，予備的に、原告らの本訴請求に係る損害賠償請求権が時効により消滅していることを主張する（後記第4）。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例によることとし、参考までに本準備書面の末尾に略称語句一覧表を添付する。

第2 原告らの主張する「年1mSv以下の被ばくであっても、無用な被ばくによる健康被害を心配しないで生活する利益」なるものは、国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益とはいえないこと

1 国賠法上の違法は、国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益の存在が前提となり、そもそも原告らに権利ないし法的利益が存在しない場合には、国賠法上違法となる余地はないこと

本訴訟において、原告らは、被告国に対し、国賠法1条1項に基づく請求として損害金等の支払を求めているところ、国家賠償制度が個別の国民の権利ないし法的利益の侵害を救済するものであるとの当然の帰結として、そもそも、国家賠償を請求する者が侵害されたと主張する権利ないし利益が国賠法の救済

を得られるものでなければ、国賠法1条1項の適用上違法とはならない。

不法行為に基づく損害賠償を請求するに当たって、権利ないし法的利益が侵害されていることを要することは、民法709条に基づく損害賠償請求権に関して明らかであるが(最高裁昭和63年2月16日第三小法廷判決・民集42巻2号27ページ、最高裁昭和63年6月1日大法廷判決・民集42巻5号277ページ、最高裁平成2年4月17日第三小法廷判決・民集44巻3号547ページ)、国家賠償法においても同様に当てはまるものといえる(最高裁平成3年4月26日第二小法廷判決・民集45巻4号653ページ、最高裁平成17年7月14日第一小法廷判決・民集59巻6号1569ページ、最高裁平成18年6月23日第二小法廷判決・集民220号573ページ)。

そもそも、国賠法は、公務員の不法行為によって損害を被った者が国又は公共団体にその賠償を求めることができる旨定めた憲法17条を受けて、国又は公共団体が賠償責任を負うための要件・効果を定めているところ、国家賠償制度は、公務員の不法行為によって被害を被った者の救済を図ることを目的としているのであって、権利ないし法的利益の侵害があることが当然の前提となつており、その点では、個人の不法行為によって被害を受けた者の救済を目的とする民法709条と基礎を同じくすることができる。かつて「故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ…」と規定していた民法709条の下において、判例は、厳密な意味において「権利」とはいえなくも、「法律上保護セラレルルーノ利益」が侵害されれば足りると解し(大審院大正14年1月28日民集4巻670ページ)、これが学説上も支持されていたところ、平成16年法律第147号による改正により、民法709条は、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は…」とこれを明示するに至っている。国賠法は、その制定に当たり、かかる判例の動向や学説を踏まえて、同法1条1項について、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損

害を加えたときは…」と規定したのであって、不法行為に基づく損害賠償請求と同じように、国賠法1条1項に基づく損害賠償請求が認められるためには、原告らの具体的な権利、少なくとも法的利益が存在し、かつ、公務員の不法行為によってこれが侵害されていることが最低限必要であると解されるのである。

そして、かかる解釈は、上記で掲げた判例のみならず、我が国の裁判例においても妥当しているところである(大阪地裁平成元年11月9日判決・判例タイムズ715号36ページ、福岡地裁平成元年12月14日判決・判例タイムズ715号36ページ及びその控訴審である福岡高裁平成4年2月28日判決・判例タイムズ778号88ページ、神戸地裁姫路支部平成2年3月29日判決・判例時報1457号100ページ及びその控訴審である大阪高裁平成5年3月18日判決・判例タイムズ827号69ページ、大阪地裁平成4年11月24日判決・行裁集43巻11・12号1404ページ及びその控訴審である大阪高裁平成7年3月9日判決・行裁集46巻2・3号250ページ、大阪地裁平成7年10月25日判決・判例タイムズ900号171ページ、大阪地裁平成8年3月27日判決・判例タイムズ927号94ページ、東京地裁平成8年5月10日判決・判例タイムズ916号59ページ)。したがって、そもそも原告らに、国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし法的利益が存在しない場合には、公権力の行使に当たる公務員の職務行為が国賠法上違法となる余地はない。

しかるところ、以下に述べるとおり、原告らが本訴訟で主張する「年1m.S^v以下の被ばくであっても、無用な被ばくによる健康被害を心配しないで生活する利益」なるものは、一般的、抽象的な健康リスクに対する不安感や危惧感を述べるものにすぎず、およそ国賠法の救済が得られる具体的な権利ないし利益とは解し得ないから、原告らの主張はそれ自体失当である。

2 一般的、抽象的な健康リスクに対する不安感や危惧感のみをもって国賠法の

救済が得られる権利ないし法的利益の侵害があると認めることはできないこと

(1) 大多数の裁判例は、生命・身体に対する危険をもって権利又は法的利益の侵害があると認めるに当たっては、少なくとも、当該危険が現実化する客観的な蓋然性を求めている。

例えば、東京地裁は、厚生大臣の食品の成分規格の規定及び食品添加物の指定により残留農薬基準が緩やかになった結果、身体の安全・健康への不安に脅かされることなく平穏に生活する権利(健康権)が侵害されたとして、国家賠償請求がされた事案において、「人の生命、身体及び健康が法的に保護されるべき利益であることはいうまでもなく、(中略)、そのような人格的な利益は、これを健康権という独立の権利ととらえることはできないとしても、不法行為法上も保護されるべき法的利益であることは異論のないところといえよう。」とした上で、「恐怖感とか不安感なるものは、個人の内心の感情であり、その発生、程度等は人により千差万別であるから、単に他人の行為によって不安等を感じたからというだけで、これを全て不法行為法上賠償の対象となる損害とすることが妥当でないことはいうまでもなく、したがって、原告らの主張する不安等が、(中略)単なる主観的な危惧や懸念にとどまらず、近い将来、現実に生命、身体及び健康が害される蓋然性が高く、その危険が客観的に予測されることにより、健康等に対する不安に脅かされるという場合には、その不安等の気持ちは、もはや社会通念上甘受すべき限度を超えるものというべきであり、人の内心の静穏な感情を害されない利益を侵害されたものとして、損害賠償の対象となると解するのが相当である。」と判示し、不安感等を理由とした損害賠償を認めるためには、危険の現実化する客観的な蓋然性が必要であって、漠然とした恐怖感や不安感という程度では足りないとしている(東京地裁平成9年4月23日判決・判例時報1651号39ページ)。そして、その後、他の裁判例においても、これらと同様の判断がなされているところである(東京地裁平成13年3月27日判決・判例時報

1767号51ページ、その控訴審である東京高裁平成15年9月29日判決・訟務月報51巻5号1154ページ参照)。

このように、大多数の裁判例は、生命・身体に対する危険に関し、危惧感や不安感の存在といった主観的利益の侵害のみをもって国賠法の救済を得られる権利ないし法的利益の侵害があると認めることはできず、少なくとも、危険が現実化する客観的な蓋然性が必要であると判断する傾向があるといえる。

(2) 最高裁も、人格権や法的保護に値する利益について客観性を求めている。

すなわち、最高裁は、葬儀場の様子が居宅から見えることによって、近隣住民が強いストレスを感じているとしても、これは専ら近隣住民の主観的な不快感にとどまり、社会生活上受忍すべき限度を超えて近隣住民の平穏に日常生活を送るという利益を侵害しているということはできないとして、葬儀場の営業を行う業者について、目隠しを設置する義務や不法行為責任を否定している(最高裁平成22年6月29日第三小法廷判決・集民234号159ページ)。

また、最高裁平成18年3月30日第一小法廷判決(民集60巻3号948ページ。いわゆる国立景観訴訟)は、従来主観的利益とされてきた景観利益の侵害に関し、都市の景観が、一定の場合には客観的価値を有するとした上で、かかる良好な景観が有する客観的な価値の侵害に密接な利害関係を有する者が当該良好な景観の恵沢を享受する利益は、法律上保護に値するものとしたが(もっとも、最高裁は、このような景観利益の内容は私法上の権利といい得るような明確な実体を有するものとは認められず、景観利益を超えて「景観権」という権利性を有するものを認めることはできず、ある行為が景観利益に対する違法な侵害に当たるといえるためには、少なくとも、その侵害行為が刑罰法規や行政法規の規制に違反するものであったり、公序良俗違反や権利の濫用に該当するものであるなど、侵害行為の態様や程度の面に

において社会的に容認された行為としての相当性を欠くことが求められ、当該事案においては、景観利益を違法に侵害する行為は認められないとした。), ここでも、都市の景観が、飽くまで、良好な風景として、人々の歴史的又は文化的環境を作り、豊かな生活環境を構成する場合には客観的価値を有することが法律上保護に値する利益と判断する根拠となっているものであつて、景観について単に主観的な価値を有するにすぎない場合についてまで保護の対象としているものではない。

このように、最高裁も、単なる主観的な利益にとどまるものは損害賠償責任の対象とならないことを前提としていることである。

以上によれば、最高裁判例はもとより、多数の下級審裁判例も、客観的根拠を伴わない主観的利益の侵害のみをもって法益侵害があると認めることは消極的であつて、人格権や法的保護に値する利益への侵害を認めるに当たっては、抽象的な危険では足りず、具体的な危険、すなわち、客観的に被害の生じる蓋然性を求めていいるといふべきである。

(3)これを本件について見ると、原告らは、「日本は、国中が放射性物質によって汚染されており、新しい学校施設をどこに設置しても、それなりのリスクから免れることはできない。しかし、県内子ども原告らの生活環境の健康上のリスクが法的に許容できない程度に高いのであるから、せめて、法的許容限度を下回る環境で教育を受けることを求めるのは、県内子ども原告らの権利である。」(原告らの平成29年5月12日付け準備書面(31)第1・2ページ)旨主張する。

しかし、本件の証拠を仔細に見ても、原告らが本件で主張するいずれかの請求原因によって原告らの身体ないし健康に具体的な障害が生じたとか、身体ないし健康が損なわれる蓋然性があると認めるに足りる的確な証拠はないのであって、結局、原告らは、生命、身体又は健康に被害が生じる蓋然性の存否抜きに、放射線量の多寡を問わず、福島第一発電所事故により飛散した

放射線に曝露したこと自体による健康被害に関する一般的、抽象的な危惧感や不安感が国賠法の救済を得られる権利ないし法的利益に該当すると主張しているにとどまる。しかして、上述した裁判例の傾向に照らせば、かかる主張が当を失したものであることは明らかというべきである。

3 小括

以上のとおり、原告らの主張する「年 1 mSv 以下の被ばくであっても、無用な被ばくによる健康被害を心配しないで生活する利益」なるものは、国賠法の救済を得られる権利ないし法的利益とはいえないから、国家賠償請求を行う前提を欠くというべきである。

第3 原告ら準備書面(18), (20), (27), (56)を踏まえてもなお、原告らが主張する損害と請求原因①ないし⑥との因果関係が明らかでないこと

1 上記のとおり、原告らは、本訴において、「無用な被ばくをさせられた」(本件平成26年(行ウ)第8号事件訴状第2章第5節・46ページ、原告ら準備書面(18)第2の1・2, 3ページ、同第4の1・14ページ等)と主張しているところ、この「無用な被ばくをさせられた」ことが原告らの慰謝料請求権発生の原因となる請求原因事実であるといふのであれば、子ども原告らについて、平成23年3月11日以降の住居・行動(避難の有無、避難している場合は、避難の年月日、避難先、経路及び方法)を明らかにした上で、具体的に、いつ、どこで、どの程度の放射線に被ばくしたのかを明らかにするとともに、子ども原告らそれぞれの放射線被ばくの程度につき、根拠となる資料、少なくとも、外部被ばくの実効線量の根拠として、個々人の県民健康調査「基本調査」の推計結果が提出されていてしかるべきである(被告国の平成28年6月20日付け求釈明申立書参照)。

しかし、原告ら準備書面(18), (20), (27), (56)及び各陳述書を見ても、原告らは、これを明らかにせず、原告らが強要されたなどと主張する被ばくの有

無、追加被ばく線量の推定値も不明なままである。*1

2 更に言えば、原告らは、原告らが違法であると主張する請求原因①ないし⑥に係る被告国各所為と「子ども原告ら」の被ばくとの因果関係についても、個別具体的に明らかにしていない。

例えば、原告番号1の3を例にとって見ても、原告ら準備書面(18)第2の2(1)(3ページ)及びその陳述書(甲F第1号証の3)によれば、原告番号1の3

*1 なお、原告らは、請求原因②「子どもたちに安定ヨウ素剤を服用させることを怠った違法」については、「本件子ども原告ら及びその親たちは、『福島原発事故直後に安定ヨウ素剤を服用する機会が与えられていれば』という無念の思いを抑えることができず、精神的苦痛を被っている」(原告ら準備書面(18)第3の2・1・3ページ等)こと、同④「子どもたちを直ちに集団避難させることを怠った違法」については、「子どもたちに体調不良が現れなくても、被ばくによる時限爆弾を子どもたちに負わせてしまったと悔い、子どもの体調不良が現れれば、子どもを被ばくから守ることができなかつた自分のせいであると、自らを責める」ことなどにより「精神的苦痛」(同準備書面(18)第5の1・23、24ページ等)を被ったと主張し、また、同⑤「被告国がオフサイトセンターの整備を怠っていたこと」、同⑥「(被告福島県とともに)周辺自治体との間のSPEEDI計算結果の情報共有を怠ったこと」という請求原因によって生じた個別原告らに生じた損害については特段主張していない。したがって、これらの請求原因については、「無用な被ばくをさせられた」ことを慰謝料請求権の発生原因として主張するものではないとも解される。

なお、仮に、原告らが、「無用な被ばく」による「将来の健康不安」などの主張は慰謝料発生の原因ではなく、本訴においては、請求原因①ないし⑥に係る被告国各所為によって、「住民防護の職務を怠った被告国や同福島県に対する怒り、憤り、落胆等による精神的苦痛」(原告らの平成29年2月3日付け意見書参照)を被ったことに対する賠償を求めているというのであれば、被告国においても、各子ども原告らの個別の被ばく線量等について主張する必要はない(原告らの平成29年2月3日付け準備書面(25)4ページ)との原告らの主張を殊更争うものでもない。

は、平成23年3月11日当時、福島市に居住しており、福島第一発電所事故後も「福島の自宅に止ま」り、「3月15日から福島市は大変な高線量を記録していたことを、私は、ずっと後から知りました。もし、当時知っていたら、通院している夫を置いてでも、福島を逃げ出したと思います。」と述べる一方、「このころ(注:平成23年3月15日頃)には、子どもには戸外に出ることを禁じていました。」(同号証2ページ)とも述べ、その県民健康調査「基本調査」の推計結果も提出しないのであるから、同日頃の被ばくの程度は明らかでない。

また、同原告が指摘する福島市の放射線量については、平成23年3月16日及び同月17日の時点で新聞報道によって適時に公表されるなどしていたから(甲C第17, 第18号証), 原告らが主張する「無用な被ばく」との関係においては、情報が隠匿されたといった事実は存せず、そうすると、請求原因①ないし⑥と被ばくとの因果関係も明らかでないというほかない。

さらに、同原告の「情報隠匿の違法」がなければ「無用な被ばく」をすることがなかったとの主張は、平成23年3月15日ないし同月17日頃の放射線量に関する情報を知ることができれば、直ちに避難するなどの選択をした旨主張する趣旨とも解されるが、同原告は、「(平成23年)5月ころ、(中略)自宅の周りを測ったところ、毎時20マイクロシーベルト」(甲F第1号証の3・4ページ), すなわち、同原告が後に知ったとする同月15日及び同月16日とおおむね同値の放射線量が測定された旨述べているにもかかわらず、同原告が、山形県に避難をしたのは、それから5か月後の同年10月のことであるから(同号証5ページ), 同年3月15日ないし同月17日頃の福島市の放射線量に関する情報と避難の時期との関連性も見いだし難い。

このように、原告らが指摘する事実をもってしても、その損害及び因果関係は明らかでないというほかない。

その他、原告らの中には、そもそも、福島第一発電所事故当時、福島県内にいなかつた世帯(原告番号26番の世帯)や、平成23年3月12日には既に避

難しており、明らかに請求原因①ないし⑥によって無用な被ばくをしたとは認め難い世帯(原告番号19番、20番の世帯)が含まれているばかりか、損害の内容や因果関係についての主張立証が全くなされていない世帯も存在する。

3 したがって、原告ら準備書面(18), (20), (27), (56)を踏まえてもなお、原告らが主張する損害の発生と請求原因①ないし⑥との間に因果関係があるとはいえない。

第4 消滅時効の援用

1 これまでも繰り返し述べてきたとおり、原告らが、いかなる時点における、いかなる公務員の、いかなる法令に基づく、いかなる職務義務に違背したと主張しているのかは判然としないが、これを善解するに、①平成23年6月3日までの(原告ら準備書面(5)第1の4・12ページ)「情報隠匿の違法」(請求原因①), ②同年3月15日午前零時の時点までに(同書面第2の3(1)イ・21ページ)「子どもたちに安定ヨウ素剤を服用させることを怠った違法」(請求原因②), ③同年4月19日(同書面第3の8(1)・30, 31ページ), 「児童生徒に年20mSvまでの被ばくを強要した違法」(請求原因③), ④同年3月15日午前零時の時点までに(原告ら準備書面(8)第2の4(3), (5)・7, 8ページ)「子どもたちを直ちに集団避難させることを怠った違法」(請求原因④), ⑤同月11日までに「被告国がオフサイトセンターの整備を怠っていたこと」(請求原因⑤), ⑥同年6月3日までに「(被告福島県とともに)周辺自治体との間のSPEEDI計算結果の情報共有を怠ったこと」(請求原因⑥)を主張しているものと解される。

2 しかし、本件各請求原因はいわゆる継続的不法行為ではなく、これらによる損害も、「将来の健康被害への不安」あるいは各請求原因事実に対する憤り、不安感等の精神的損害をいうものであり、被害が継続する性質のものではないから、これらに係る慰謝料請求権が発生するとしても、その消滅時効の起算点

は、加害行為の終了時であると解すべきである。

しかるところ、仮に上記損害が存在するとしても、それらの損害は、福島第一発電所事故に起因するものであり、原子力損害の賠償に関する法律(以下「原賠法」という。)2条2項所定の原子力損害に該当するものと解されるため、被告国としては、平成28年12月2日付け調査嘱託申立書のとおり、東電からの原賠法に基づく賠償金の有無を明らかにされる必要があると考えている。

そして、仮に、原告らの主張する損害が、原賠法2条2項所定の原子力損害であれば、同損害に係る損害賠償請求権の消滅時効期間は、東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律(以下「原賠時効特例法」という。)3条によって、損害及び加害者を知った時から「十年間」とされるから、本訴請求の時効消滅は問題とならない。

しかしながら、原告らは、平成30年7月9日の本件第15回口頭弁論期日において、被告国の同年6月29日付け求釈明申立書による求釈明に対し、「原告の主張する損害は(引用者注: 原賠法2条2項所定の)特定原子力損害ではない」旨回答したところ(同期日調書)、仮に、原告らが主張する損害賠償請求権の法的性質が原子力損害に係る損害賠償請求権と異なるものであれば、原賠時効特例法が適用されず、一般不法行為と同様、その消滅時効期間は、「損害及び加害者を知った時から三年間」(国賠法4条、民法724条前段)となる。

しかし、現時点においては、原告らが「損害及び加害者を知った時」が本件の平成26年(行ウ)第8号事件が提起される3年前の平成23年8月29日以後であることを示す的確な証拠はないから、本件においては、上記1の各日が原告らにおいて「損害及び加害者を知った時」であると解すべきである。

そうすると、原告らについて本件に係る慰謝料請求権が発生していたとしても、原告らの主張を前提とすれば、これらは原子力損害とは異なる損害という

のであるから、同請求権はいずれも既に時効により消滅していると解さざるを得ない。

したがって、被告国は、原告らに対し、それぞれ、上記の消滅時効を予備的に援用する(国賠法4条、民法724条前段)。

以上

略称語句使用一覧表

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
原災法	原子力災害対策特別措置法	答弁書	2	
福島第一発電所	福島第一原子力発電所	答弁書	3	
福島第一発電所事故	福島第一原子力発電所において放射性物質が放出される事故	答弁書	3	
東電	東京電力株式会社	答弁書	3	
本件地震	東北地方太平洋沖地震	答弁書	3	
津波評価技術	原子力発電所の津波評価技術	答弁書	4	
地震本部	地震調査研究推進本部	答弁書	5	
長期評価	三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について	答弁書	5	
J N E S	独立行政法人原子力安全基盤機構	答弁書	5	
保安院	原子力安全・保安院	答弁書	5	
防災指針	原子力施設等の防災対策について	答弁書	12	
学校その他の教育機関	教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関	答弁書	19	
I C R P	国際放射線防護委員会	答弁書	20	
国賠法	国家賠償法	答弁書	22	
原告ら準備書面(5)	原告らの平成27年9月7日付け準備書面(5)	第1準備書面	1	
災対法	災害対策基本法	第1準備書面	3	
政府事故調査中間報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成23年12月26日付け「中間報告」	第1準備書面	7	
原告ら準備書面(8)	原告らの平成28年2月12日付け準備書面(8)	第2準備書面	1	
請求原因①	「情報の隠匿の違法」訴状請求原因第3の1	第2準備書面	1	
請求原因②	「子どもたちに安定ヨウ素剤を服用させることを怠った違法」訴状請求原因第3の2	第2準備書面	1	
請求原因③	「児童生徒に年20mSvまでの被ばくを強要した違法」訴状請求原因第3の3	第2準備書面	1	

請求原因④	「子どもたちを直ちに集団避難させることを怠った違法」訴状請求原因 第3の4	第2準備書面	1	
2007年勧告	国際放射線防護委員会（ICRP） の2007年勧告	第2準備書面	5	
1990年勧告	国際放射線防護委員会（ICRP） の1990年勧告	第2準備書面	6	
1992年勧告	国際放射線防護委員会（ICRP） の1992年勧告	第2準備書面	20	
1999年勧告	国際放射線防護委員会（ICRP） の1999年勧告	第2準備書面	22	
原告ら指摘情報	①文部科学省職員が平成23年3月 12日から被告福島県と協力して測 定したモニタリングカーによる測定 結果や独自に測定したモニタリング 結果、②文科省や保安院が本件事故 当日の16時49分から開始したS P E D Iによる予測計算結果及び ③平成23年3月18日と同月20 日、米国エネルギー省が同月17日 から同月19日にかけて空中測定シ ステムを利用して作成した放射線汚 染地図に関する各情報	第2準備書面	34	
4月19日通知	平成23年4月19日付け「福島県 内の学校の校舎・校庭等の利用判断 における暫定的な考え方について (通知)」	第2準備書面	38	
改正前地方教育 行政法	平成26年法律第76号による改正 前の地方教育行政の組織及び運営に 関する法律	第2準備書面	39	

請求原因④—I	「福島第一発電所事故当時の防災指針では、年齢や性別を問わず原発事故による外部被ばくによる実効線量が50ミリシーベルトを超えるときは、コンクリート建屋への屋内退避か避難という指標が定められていたが、同指標は、若年齢者は放射線被害を受けやすいという科学的知見を無視し、原子力災害によって子どもが受けける健康上のリスクを避けることについて何ら顧慮していないのであって、原子力安全委員会がこのような防災指針を策定したことは、その権限を定めた法令の趣旨、目的やその権限の性質に照らし、著しく合理性を欠くから、国賠法1条1項の適用上違法である」こと	第3準備書面 1		
請求原因④—II	「内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発した場合、原子力災害により周辺住民に健康被害が発生する恐れがあるときは、原災法26条1項1号に基づき、関係市町村に住民避難の指示又は勧告を行う義務があったところ、福島県内の住民に安定ヨウ素剤の服用を指示すべきであった平成23年3月15日午前零時の時点までには、少なくとも、福島第一発電所の半径80キロメートル圏内は追加実効線量が年1ミリシーベルトを超えるおそれがあつたにもかかわらず、安全な地域への避難指示を出すことを怠った」こと	第3準備書面 1		

請求原因②-I	「原子力安全委員会は、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、適切な内容の防災指針を策定する職務上の義務があったのに、その義務に違反し、安定ヨウ素剤予防服用に係る防護対策の指標を『性別・年齢に関係なく全ての対象者（原則40歳未満）に対し一律に放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量の予測線量100mSv』とする不適切な内容の防災指針を策定し、WHOの基準（若年者については甲状腺等価線量10mGy〔被告国注：10mSv相当〕を推奨）に依拠した見直しも怠り、平成22年8月改訂後も上記指標のまま放置していた」こと	第3準備書面 2		
請求原因②-II	「原子力災害対策本部長は、避難指示又は屋内避難指示を出した際、遅くとも平成23年3月15日午前零時までには福島県全域の地方公共団体の長に対して住民に安定ヨウ素剤を投与させる旨の指示をすべき義務があったにもかかわらず、これを怠った」こと	第3準備書面 2		
IAEA	国際原子力機関	第3準備書面 9		
BSS	電離放射線に対する防護及び放射線源の安全に関する国際基本安全基準	第3準備書面 9		
安定ヨウ素剤予防服用の考え方	「原子力災害時における安定ヨウ素剤の予防服用の考え方について」	第3準備書面 11		
炉規法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第3準備書面 26		
原災本部	原災法16条1項に基づき設置された原子力災害対策本部	第3準備書面 28		
WHO	世界保健機構	第3準備書面 32		
220号事件	福島地方裁判所いわき支部平成25年(ワ)第220号損害賠償請求事件	第4準備書面 1		
原災マニュアル	原子力災害対策マニュアル	第5準備書面 3		

現地対策本部	原子力災害現地対策本部	第5準備書面		4
原子力安全技術センター	財団法人原子力安全技術センター	第5準備書面		9
モニタリング指針	環境放射線モニタリング指針	第5準備書面		9
原告ら準備書面(7)	原告らの2015年(平成27年)1月27日付け準備書面(7)	第6準備書面		1
原告ら準備書面(14)	原告らの2016年(平成28年)7月27日付け準備書面(14)	第6準備書面		1
原告ら準備書面(19)	原告らの2016年(平成28年)9月29日付け準備書面(19)	第6準備書面		1
連名意見書	放射線医学、放射線生物学、放射線防護学及び放射線疫学等の各分野における専門家17名が連名で作成した意見書	第6準備書面		1
崎山意見書	崎山比早子氏(国会事故調元委員)作成の意見書	第6準備書面		2
被告国第2準備書面	被告国の平成28年5月13日付け第2準備書面	第6準備書面		2
LSS第14報	原爆被爆者の死亡率に関する研究、第14報、1950-2003年:がんおよびがん以外の疾患の概要	第6準備書面		8
津田教授	岡山大学の津田敏秀教授	第6準備書面		18
津田論文	岡山大学の津田敏秀教授らによる「2011年から2014年の間に福島県の18歳以下の県民から超音波エコーにより検出された甲状腺がん」と題する論文	第6準備書面		18
高橋意見書	平成28年8月25日付け高橋秀人氏作成の意見書	第6準備書面		18
緊急事態応急対策実施区域	原災法15条2項が定める「緊急事態応急対策を実施すべき区域」	第7準備書面		2
請求原因⑤	「被告国がオフサイトセンターの整備を怠っていたこと」原告ら準備書面(36)4	第8準備書面		1
請求原因⑥	「被告国及び被告福島県は、周辺自治体との間のSPEEDI計算結果の情報共有を怠ったこと」原告ら準備書面(36)4	第8準備書面		1

オフサイトセンター	福島第一発電所に係る緊急事態応急対策を実施する際の拠点施設	第8準備書面		1
原災法施行規則	福島第一発電所事故当時の原子力災害対策特別措置法施行規則(平成12年4月5日総理府、通商産業省、運輸省令第2号。ただし、平成20年3月28日文部科学・経済産業・国土交通省令第2号による改正後のもの。)	第8準備書面		3
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	第10準備書面		11
原賠時効特例法	東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律	第10準備書面		11